

確定申告シーズンがやってくる！ 今年のポイントは？

TEL 095-825-1132
 FAX 095-827-3658
 E-mail info@nagatakaikei.co.jp
 URL <http://www.nagatakaikei.co.jp/>

■いよいよマイナンバーが登場！

2016年分の所得税確定申告書から、いよいよマイナンバーの記入欄が設けられます。申告書には、マイナンバーを記入するとともに、提出時に本人確認書類を提示するか、申告書にコピーを添付する必要があります。

本人確認書類として、①マイナンバーカード又は②通知カード及び身元確認書類（免許証やパスポートなど）が必要になります。

■ふるさと納税の申告もお忘れなく！

ふるさと納税を行うと、寄附金のうち2,000円を超える部分が所得税と住民税に分かれて控除され、自治体によってはその土地の特産品や旅行券などを受け取ることができます。

ふるさと納税の税金控除を受けるためには、原則は確定申告が必要ですが、“ワンストップ特例”を活用することで確定申告をすることなく税金控除を受けることができます。

この“ワンストップ特例”を活用するためには、期限内に自治体に申請書を郵送する必要があり、また1年間の寄附先が5自治体までという条件もあります。この特例の適用条件を満たせなかった方や、住宅ローン控除や医療費控除を申告したい方は、確定申告が必要ですのでご注意ください！

【全額控除されるふるさと納税金額(年間上限)の目安(給与所得者)】

給与収入	独身(共働き)	夫婦 (妻は専業主婦)	夫婦+子1人(高校生)	夫婦+子2人(大学生と高校生)
扶養控除	0	▲38万円	▲76万円	▲139万円
300万円	¥28,000	¥19,000	¥11,000	¥0
500万円	¥61,000	¥49,000	¥40,000	¥28,000
700万円	¥108,000	¥86,000	¥78,000	¥66,000
900万円	¥151,000	¥141,000	¥132,000	¥119,000
1,000万円	¥176,000	¥166,000	¥157,000	¥144,000
2,000万円	¥560,000	¥548,000	¥537,000	¥521,000

■来年から「セルフメディケーション税制」がスタート！

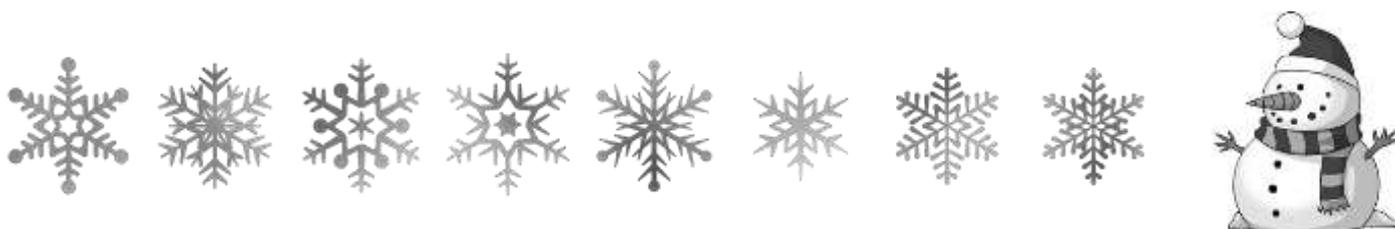
セルフメディケーション税制とは、従来の医療費控除制度の適用条件である年間の自己負担した医療費が10万円を超えなくても、特定の医薬品購入額が年間12,000円を超え、健康管理のための一定の取り組みを行った方が適用を受けられる新しい制度です。

新制度のポイントは次の2つになります。

- ① 特定医薬品の購入費用が本制度の対象になります。対象の医薬品の目印として、レシートに記載があります。
- ② 健康管理のための一定の取り組みとしては、勤務先で実施する定期健康診断やインフルエンザの予防接種などが該当します。

予防接種費用は医療費にはなりませんが、新制度では「一定の取組」の証明として領収書の提出が必要になるので保管しておきましょう。

また、従来の医療費控除制度と併用することはできませんので注意しましょう。



社員紹介コーナー

MS第3課課長 小野晃

永田会計に入社して20年余りが過ぎ、入社当時は、髪が黒々として、スリムだった体型も、今では見る影もなく、お腹周りがタプタプとした、恰幅の良い？親父体型になってしまいました。見た目は、歳相応の老化が目立っているのですが、気持ちだけは、20年前よりも、若々しく前向きになっていると思います。今年こそ、見た目も若々しく、スリムになりたいものです。



社員からのコメント

草野：温かな雰囲気ながら、相談すると鋭いアドバイスをしてくれます。入社してから、席が隣で指導をいただき、飲み連れて行ってもらっては相談に乗ってもらえるやさしい人生の大先輩です！

小方：人当たりがよく、とても優しく頼れる課長で、業務の相談に行くと豊富な知識と経験での的確なアドバイスをくださいます。私の至らない点をフォローしていただき、とてもお世話になっています。